

# 第43回「議員と語りかい」報告書

(総務環境常任委員会：No.1)

開催日	令和5年11月1日 19時00分 ~ 20時30分		
開催場所	松永地区公民館		
団体名	松永地区公民館	参加人員	18人 (男13人：女5人)
出席議員	宮田 竜二、今吉 直樹、松下 太葵、松枝 正浩、前島 広紀、 藤田 直仁、有村 隆志、仮屋 国治、宮内 博		
役割分担	班 長 (宮田 竜二) 副班長 (今吉 直樹) 記録係 (有村 隆志)		
テーマ及び具 体的な内容	『要支援者等避難活動に係る行動』指針計画(案)について 行動を起こす前に知っておきたい項目 避難情報伝達等について		

意見 交 換 で の 主 な 意 見 等	◆は参加者の質問・要望      ◇は議員の回答
	<p>◆各公民館、自治会では、大雨が降って地域の住民の方が、避難したいと、問合せが来て避難所開設を悩んだ。自治会自体が、一時避難場所として、特定の地区自治公民館・集会所に来てくださると案内を出して良いものなのか、課題を整理して、市は、公民館・各自治会から依頼があったときは、避難所を開設する対応を取っていただきたい。</p> <p>◇行政のほうに伝えて、検討を進めるということで御了解いただきたい。</p> <p>◆事前の避難所となりますと、①個人宅の避難、②簡易ホテルへの避難は、要支援者であれば、この方たちがホテルに宿泊の予約が出来るかという点が出てくると思う。つぎに③福祉施設と提携をして、要支援者のような方が避難をしたいということであれば、デイケアの施設に体験入園ぐらいの金額で、あるいはショートステイの住宅にお試しのショートステイもいいですよというような形の避難がでないか考えている。次に④今度は契約の問題、自治公民館、あるいは自治会が契約をすべきではないと考えているこの点についてはいかががお考えか。</p>

◆は参加者の質問・要望 ◇は議員の回答

意見交換での主な意見等

◇宿泊施設契約については、市と国分地区ホテル組合で協定をしている。詳細の金額や内容等は個々に変わると思う、行政と協議の必要があるが、可能な話だと思う。

◇福祉避難所について、そういう災害が発生した場合に、デイサービスとか施設を利用している方に対して、事前に、台風が来るといった情報があった時点で、施設で夜間受入れをする。この前の台風の時もあった。これは、霧島市全域にあると思う、確認してまた後日、報告する。

◆国の方針の災害基本法である、福祉避難所を開設しそれを利用するのはどういう方法だという一定の基準というものを明確にしていただければ、私どももやりやすいし、お願いもしやすいので議会で動いていただけないかお願いします。

◇確認ですが、隼人の福祉避難所は、隼人の農村環境改善センターが内山田にある。旧1市6町でも配置をしてある。民間でそういう福祉避難場所としてなりうるようなところがあるので、行政と契約を結べるような体制をとってほしいということですね。

◇行政内縦割りで、安心安全課だけで対応している。役所内でしっかりと連携して、地域の方々と話し合いを持つことが、必要だと思う。

◆例えば、特にこの災害法については、当初総務省のほうで壁をとっぱらって、そういう協議会をつくって意見を交わしなさい、情報共有しなさいとなっているのに総務省のHPで、令和3・4年がどこまで進んだか見ると霧島市は名簿作成だけだ。災害についての街づくりの意見は、一つの課に行っても共有できる内容だということであれば、庁舎内で、情報共有をもうちょっとしっかりしてほしい。協調ができるような方向に、議会のほうで持っていただければというのが希望だ。